

告 示

埼玉県選管告示第六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、本庄市選挙管理委員会から次のとおり施設の名称、管理者及び収容人員に変更があつた旨の報告があつた。

令和七年十二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

